

麻生町報

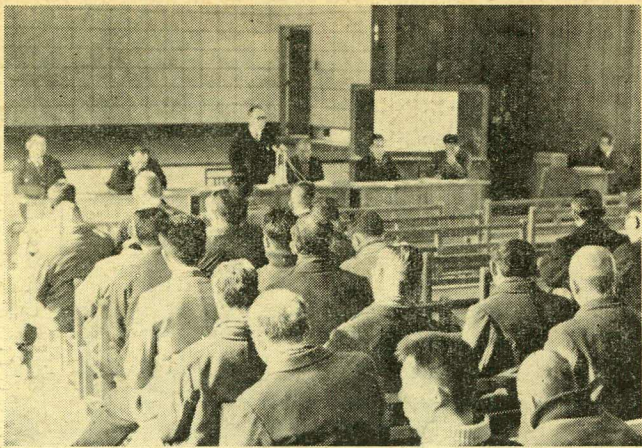
発行所
麻生町42番地
麻生町役場
発行人
高野 勝
印刷所
麻生印刷所

県下にさきがけ

交通安全都市を宣言

交通事故防止対策は、社会的に大きな問題としてとりあげられ、緊急対策を立てる必要にせまられております。

昨年中には、全国では一万三千人の尊い生命がうばわれ、静岡市の全人口と同じほどの約三〇万人の重軽傷者の犠牲を出しています。



私たちの麻生町でも、新年早々から二人の尊い町民の生命がうばわれ、その上、重軽傷者二十数名を出していることは、誠にいたましい限りであります。

交通安全都市宣言

今や経済力の高度生長化に伴い、交通機関利用度の高まりは、常識をこえた複雑な交通事故のひん発をみず、人命の犠牲と財産の損害を出している。

ここに全町民の要望にこたえ麻生町を交通安全都市とすることを宣言する。

昭和三十三年三月二日
麻生町長 高野 勝

今月の税

今月の町税は
ありません

来月は固定資産税と保険税の才1期です

住民税の申告は3月20日までに

申告しないと税金が高い

住民税は、昭和37年度から、申告制度になりました。この制度は、納税者のみなさんが、ご自分で所得金額を計算して、税金を算出するため必要なことがらを申告してその申告に基づいて住民税を計算するわけです。

申告書及び附表
生命保険証書等
申告書は、昭和37年度から、申告制度になりました。この制度は、納税者のみなさんが、ご自分で所得金額を計算して、税金を算出するため必要なことがらを申告してその申告に基づいて住民税を計算するわけです。

優良種子

希望申込み

従来種子の更新については町内の採種委託者により生産された種子を希望者に配布し、不足を生じた場合は他より導入し、配布更新を図つておりましたが、昭和38年度より採種要項が改正され、早中、晩生種と地域を定め集団的に希望量に応じて採種場を決定実施することになりました。については38年度採種分の希望量を去る二月十五日までに取纏め県にその数量を申込み依頼をしました。これらの申込を昭和37年度播種の分だと勘違いしている者もあると思われ、改訂して掲載しました。

在外私有財産の補償請求

近く説明会

今度引揚者の皆さんが外地においてきた財産即ち在外私有財産の補償請求をすることになりました。

この請求書は三月末日までに提出しなければなりません。

請求用紙は旧町村地区の班長さんのところにありますから忘れずに請求して下さい。

期限に提出しないときは、請求権が無効となるおそれもありますからご注意ください。

請求については説明会を開く予定ですが、在外私有財産の補償請求の範囲としては次のようになります。

一、有体財産
二、無体財産

(1) 不動産：土地、建物
(2) 動産：機械器具、什器、備品類、家具衣類、貴重品類、預貯金、現金、有価証券、債権、その他

(1) 職業
自営(自営の場所、年間所得)
勤務(勤務箇所、年間所得)
(引揚連盟麻生支部より)

☆3月のこよみと行事☆

- 1日 東統合中学敷地の整地(自衛隊による)3月末日まで
- 2日 春の火災予防月間(3月13日まで)
- 3日 交通安全都市宣言……公民館
- 5日 協議会協議会、耳の日
- 6日 神栖村より事務視察に来町
- 8日 東中道学道測量始め
- 9日 皇后誕生日
- 10日 郡子供会表彰式
- 12日 選挙管委
- 13日 議定会、(20日までの予定)
- 15日 戸籍互審会
- 16日 所得税確定申告、青色申告期限
- 21日 民協議会、中学校卒業式
- 22日 春分の日、農委選告示、農委立候補受付開始(24日まで)
- 23日 麻生小卒業式
- 24日 小学校卒業式
- 26日 国年郡ブロック会議
- 28日 納税組合長会議(30日まで)
- 30日 農委投票開票日
- 固定資産評価委員会

春は大火災になりやすい

春先は毎日のように強い風が吹き、そのため大きな火災が発生する例が多くなっています。

これは、冬の間にシベリヤにあっての高気圧が東に移動を始め、この高気圧の後に低気圧が発達し、冷前線をともし、低気圧が発達して日本海を通過するため、強風の日が多くなるわけなのです。

このため、この時期に発生した火災は大火となるものが多く、全国的に多く、茨城県内でも二月から四月までの間は、火災発生件数が冬期について多く、その損害額は年間を通じて、最高になっています。

簡単な注意点が

守られていない

次の事項が守られていないか、もう一度反省してみよう
① たばこ：劇場その他公衆の集まる建物では「喫煙室」以外でたばこを吸うことは禁じられています。また工場や事業所等では「喫煙所」附近に燃えやすいものを置かないこと

○ 一般家庭や旅館などではふとんの上、たたみの上などに不用意に吸いかけのたばこを置かないで、灰皿に必ず捨てるようにします。
② 「こんろ」については、使用するときには、必ず不燃性の台上で使用し、石油、ガス、電気など使用する燃料がもれ

2月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,792人	3,022人	5,814人	1,222
太田地区	1,115	1,161	2,276	396
大和田地区	2,535	2,743	5,278	917
行方地区	1,285	1,420	2,705	499
小高地区	1,813	1,895	3,708	684
計	9,540	10,241	19,781	3,718

国民年金

三ヶ月に一回納付

納期は6・9・12・3月

いままでは国民年金納入の方法は、検認票(カード)を使用して毎月徴収の方式でしたが、新年度からは事務機構を変えて、切符制(納付書方式)にしました。三ヶ月に一回発行し三ヶ月分切符をまとめて納付していただくことになりました。

た。納期は六月、九月、十二月三月です。
年度経過の保険料
昭和36年度分の保険料は37年5月1日から町役場で取扱うことができないので、その保険料は国が直接切符を発行して徴収することになります。

その切符で指定された銀行(麻生町では常陽)へ納めるようになります。そうすると、手数料がかかりますから、そうならないうちに、現在滞っている方は3月末にきまりをつけてください。どうしても3

月末で定められない方は4月末日には完納してください。
保険料収納優良組合表彰
三月下旬の納税組合長会議において、二月末で一〇〇%の成績を挙げた四四組合長さんが表彰されます。

年金保険料の免除申請

保険料は次のような基準以下の方で、年度単位に申請し、承認されたとき免除を受けることができます。免除の基準は五人世帯で十三万以下の所得があり、固定資産の評価額が二十万円以下ということとです。
しかし免除された期間については、将来年金を受け取る額が少なくなりますので申請

は充分お考がえになつて申請してください。ただし免除分をあつて承認を受けて納める(追納制度)こともできます。
現在36年度の免除になつての方々(生活保護者、福祉年金受給者を除く)はこの三月で免除期間が切れます。続けて免除期間が切れます。続に又申請書を出し承認を受けなければなりません。いちは現在の免除者には町で申請書を作り、担当の納税組合長さんにお願ひいたしますから提出する方は、組合長さんにご相談の上直ちに提出してください。
また37年度から新たに免除を受けた方は組合長さんのところに用紙がありますからご相談ください。

農業委員会委員選挙

3月21日告示
28日投票

現農業委員は三月二十日任期満了になります。このため、全地区選挙を行います。
公選されるもの十七名
選挙告示 三月二二日
立候補受付開始 三月二二日
締切 三月二四日
補充立候補締切 三月二六日
投票開票 三月二八日
有権者総数 八八六七名

用として、リオゲンを無償で各農業協同組合(但し大和地区は大和出張所)を通じて交付しております。
交付の基準は、一〇アール当り五グラムです。数量が少ないので個人では到底全量消費は不可能なため消毒にあつては、組合員が共同で実施するようにお勧めいたします。

農薬有効期限の表示

農薬使用者の便利をはかり、農薬品質について保証の限度を、明確にするため農薬工業会(製造する業者の組織する団体)では、現在まで左記のとおり有効期限の表示を実施しています。三六年度の農薬使用時期は終了しましたが、未使用農薬の処理については、有効期限表示の趣旨を考慮され農薬の流通および使用の合理化を図るようお推めいたします。
農薬有効年限一覧表

農薬名	年限
BHC粉剤	四年
水和剤(リンデン製剤を除く)	四年
BHC乳剤	四年
有機水銀粉剤(PMAその他)	四年
水和剤(粒状の製剤を除く)	五年
液用有機水銀剤(液状及び粒状製剤を除く)	五年
DDT粉剤	五年
DDT水和剤	五年
貯蔵用BHC(液剤に限る)	五年

農薬名	年限
比酸鉛	五年
比酸石灰	五年
硫酸ニコチン(ピンス入品に限る)	五年
銅粉剤(亜酸比銅の製剤を除く)	五年
銅水和剤(〃)	五年
銅比素粉剤(〃)	五年

耕うん機の登録について

耕うん機を所有の方で(トラクター使用者)登録をしていない方は、四月月上旬頃役場でまとめて申請を代行します。三月末日迄に税務課まで申し出て下さい。

エープリルフル

四月一日をエープリル・フルズデー、訳して「四月ばかりの日」とよんでいます。この日は、うそをいってもかまわないといういたずらに免れの日、一説にはインドの仏教徒が、三月末の一週間苦業をするがその行が終つてまたもの凡人に返つてしまふのを戒めようとした。起源はともあれ、せちがら世の中に一年に一回は大つぱらに冗談をいふことができる必要でしょう。

家庭欄

入学を間近にした、お子さんをたれる皆さんに、今のうちに心がけていたいただきたいことを申し上げます。
自分のことは自分でする
子どもは、学校に入りま

ひとり遊びよりも、何人かの友達といっしょに遊ぶようにしてやることです。とりわけわがままな自分勝手は許されませんから「みんな」と協力しあう態度、約束ごとをよく守る態度をつくり、自分のことと他人のことの区別、集団の中の自分ということをよくわかつておくことが大切です。

非常な緊張の連続になります。だから、疲労も入学当初は倍加するわけですね。
じゅうぶんに睡眠をとらせたり、栄養面にも注意してやつて、一日の疲労を次の日まで持ちこすことのないように、今から体力をつけておいてやるように心がけてやりましょう。

計画的な生活習慣をつける

今までの生活では、時間的な制約はなかったでしょうが、学校に入りますと、すべてが時間によつてきめられます。だから、朝起きる時間、食事の時間、とくに用便の時間などは、つきりきめて、時間割りによる生活の習慣をつけ、生活に節度を持たせるようにしておく必要があります。時間を守れそうになつて、急いであまり事故を起したという例もありますから、計画的な生活習慣を今のうちからしつけたりもたせるようにした方がいいのです。

学校に入つてからは、学校の生活をよく話すようにしたいものです。そのために、今のうちから家庭だんらの折り、家族との話し合いに慣れさせておくことも大切で、その場合に、話さざるに急であるよりも、じょうずな聞き手になつてやることを心がけましょう。

新入生をもつ父兄へ

集団の中の自分を知る

学校の生活は、すべて一定のきまつた秩序で行なわれます。この体制になれない子供の苦は大変なものです。少しでも早く集団生活になれて、楽しく生活のできるようにしてやることを心がけなければなりません。それには、

体力をつけてやる

学校に入りますと、生活様式が一変するので、子どもには

子どもの話の聞き手になつてやる

学校に入るといふことで、いたずらに子どもの神経を刺激するようなことは、できるだけ避けるようにしましょう。楽しいようこびで入学の当日を待つようにしてやりたいものと考えます。学校は恐ろしいもの、窮屈なものと思わせようなどとは絶対にいけません。